

平成28年度VDEC CAD利用覚書

使用者（甲）：
提供者（乙）：東京大学大規模集積システム設計教育研究センター

乙が提供するEDA製品の取り扱いに関して、甲乙とも下記条項に合意の上本契約を締結するものとする。

第1条：乙は、甲に対し乙が提供するEDA製品の使用を許諾し、以下の条件と伴に貸与する。

1. 本契約により、甲は甲が所属する組織のキャンパス内においてソフトウェアの使用権のみを得るものとする。
2. 甲は、本契約に基づき自己が負うのと同等の義務および責任を課すことで当該研究室所属員の使用を許諾できるものとする。
3. 甲は、ソフトウェア使用者リストを管理し、年度末に一覧を提出するものとする。
4. 甲は、ソフトウェアを甲における研究および教育目的のみに使用し、いかなる場合も営利目的に使用してはならない。
5. 甲は、乙の提供するソフトウェアを使用して作成した成果物を営利目的に使用する場合、必ず乙の承認を得るとともに関係EDAベンダと協議し、使用の可否に関しては乙及び関係EDAベンダからの指示に従うものとする。
6. 上記5.に定めた事項については、本契約の終了または解除後も継続するものとする。
7. 甲は、乙の提供するソフトウェアを使用することにより発生した障害や、ソフトウェアの不正利用によるEDAベンダからの苦情に対して一切の責任を負うものとする。

第2条：契約期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

第3条：甲が本契約の条項に違反したときは、乙はその履行を書面で催告するものとし、履行されないときはソフトウェアの使用権を解除できるものとする。

第4条：甲は乙からのライセンス貸与に対し以下の責務を負うものとする。

1. 甲は乙のライセンスを使用し学会等にて成果発表を行う際、甲は必ずその発表論文に本書指定の書式により謝辞を記載する。
2. 甲は乙のライセンスを使用し達成した研究の成果を一年毎に乙に報告するものとする。

第5条：甲または乙が正当な理由によりこの契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の2ヶ月前までに文書をもって通知するものとする。

第6条：甲・乙は、この契約により知り得た甲・乙の業務上の秘密または情報その他の権利（法的利益を含む。）を第三者に漏洩し、または譲渡し、もしくは他の目的に利用してはならない。

第7条：第6条に定めた事項については、本契約の終了または解除後も継続するものとする。

第8条：この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙協議の上これを定めるものとする。

本契約の締結の証として本書2通を作成し、甲は署名の上、乙宛に一通を送付するものとする。

甲：

乙：東京大学大規模集積システム設計教育研究センター
センター長 浅田邦博

センターからのお願い

本センターは教育界のみなさまのご支援や文部科学省をはじめとする関係各位のご理解で発足し、半導体関係業界のご協力で運営を開始することができました。今後ともこの活動をもり立てていくために、みなさまの協力を得て広く内外に宣伝していきたいと考えています。

つきましては本センターの提供するEDA製品を使用して行った研究の成果を論文誌・学会などで発表される際には、末尾あるいは脚注等の適当な箇所に

1. Cadence 社製品使用の場合

「本研究は東京大学大規模集積システム設計教育研究センターを通しケイデンス株式会社の協力で行われたものである。」

“This work is supported by VLSI Design and Education Center(VDEC), The University of Tokyo with the collaboration with Cadence Corporation.”

2. Synopsys 社製品使用の場合

「本研究は東京大学大規模集積システム設計教育研究センターを通しシノプシス株式会社の協力で行われたものである。」

“This work is supported by VLSI Design and Education Center(VDEC), The University of Tokyo with the collaboration with Synopsys Corporation.”

3. Mentor 社製品使用の場合

「本研究は東京大学大規模集積システム設計教育研究センターを通しメンターグラフィクス株式会社の協力で行われたものである。」

“This work is supported by VLSI Design and Education Center(VDEC), The University of Tokyo with the collaboration with Mentor Graphics Corporation.”

4. Keysight 社製品使用の場合

「本研究は東京大学大規模集積システム設計教育研究センターを通しキーサイト・テクノロジー株式会社の協力で行われたものである。」

“This work is supported by VLSI Design and Education Center(VDEC), The University of Tokyo with the collaboration with Keysight Technologies.”

5. Sharp 社製品使用の場合

「本研究は東京大学大規模集積システム設計教育研究センターを通しシャープ株式会社の協力で行われたものである。」

“This work is supported by VLSI Design and Education Center(VDEC), The University of Tokyo with the collaboration with Sharp Corporation.”

6. Silvaco 社製品使用の場合

「本研究は東京大学大規模集積システム設計教育研究センターを通しシルバコデータシステムズ株式会社の協力で行われたものである。」

“This work is supported by VLSI Design and Education Center(VDEC), The University of Tokyo with the collaboration with Silvaco Date Systems Inc.”

7. 東芝社MeP 設計用製品使用の場合

「本研究は東京大学大規模集積システム設計教育研究センターを通し株式会社東芝の協力で行われたものである。」

“This work is supported by VLSI Design and Education Center(VDEC), The University of Tokyo with the collaboration with TOSHIBA Corporation.”

8. TOOL 社製品使用の場合

「本研究は東京大学大規模集積システム設計教育研究センターを通しツール株式会社の協力で行われたものである。」

“This work is supported by VLSI Design and Education Center(VDEC), The University of Tokyo with the collaboration with TOOL Corporation.”

とご記載下さいますようお願い致します。

また、年度末に、VDEC年報に掲載する研究成果報告として、VDEC CADツールを利用した研究成果に関する簡単な発表論文リストの提出を依頼することになっておりますので、ご協力をお願い致します。